# 岡山県議会の政務調査費に関するオンブズマンの返還請求について

2011 年７月４日
日本共産党県議団
団長　森脇　久紀

「NPO 法人市民オンブズマンおかやま」は 2009 年度の政務調査費について、公表された１万円以上の領収書を独自に調査。総額約 9,429 万円（公表された支出総額の 67.9%）を「否認」とし、返還を求めるよう監査請求しました。日本共産党県議団の支出については、３人（改選前）の合計で約 316 万円（同 24.6%）が「否認」とされました。

県監査委員会はオンブズマンの申し出に応じ、県議会の「政務調査マニュアル」、全国の判例などをもとに審査しました。そして６月 22 日、自民党議員４人（うち元１人）に約 6.2 万円、民主・県民クラブの議員２人に約 4.0 万円、無所属元議員１人に約 10.8 万円、総計約 21 万円を「不当」とし、返還を求めるよう知事に勧告しました。党議員団の支出については、「不当」とされたものはありませんでした。

報道によると、市民オンブマン代表は「監査で認められなかった部分は裁判で争う」としています。

現時点で日本共産党県議団として次のコメントを明らかにするものです。

1. そもそも政務調査費は県民の税金を使うものであり、その使途は厳格な基準に基づき、県民への情報公開が保障されなくてはなりません。その点で、今回の「NPO 法人市民オンブズマンおかやま」の指摘は、県民の目線からの指摘の一つとして真摯に受け止めなくてはならないと考えています。
2. 日本共産党県議団３県議へのオンブズマンの指摘をみると、「政務調査費の対象とならない費目（否認）」としては、県議会質問で使用するパネル作成費１件。「年度を超える支出」とされるものが３件。「内訳明細不明」とされるものが７件、の合計１１件でした。そして政務調査費の支出としては認められるが、「広報費の按率５０%」等に代表される「見解の相違」と考えられるものが多数ありました。以下詳細について５点記します。

   ①　「否認」とされたもののうち、「内訳明細不明」とされたガソリン代７件の内訳明細書について、議会では１万円以上の領収書については公表の対象となりますが、添付資料（請求書、成果物等）はその対象とならないため、議会に提出することが許されなかったものです。もちろん団としては、添付資料を含め、全ての領収書を団控室で自主公表しているものですが、県議会の閲覧だけでは詳細がきちんとわかりません。このことは、「県議会のマニュアル」の問題と言わざるを得ません。

   また、団としては、追加開示を求めて２月に控室に来られた市民オンブズマンに

対して、添付資料を含めた全ての領収書を公開したと認識しており、何故「否認」となっているか不明です。

② 「年度を超える支出」とされているものについて、確かに支払は年度が変わった４月に行われているものですが、年度内に使用されたものであり、４月から３月分の１年分を計上しているということからも、整合性があると考えています。

③ 県議会パネル作成費については、武田が議会一般質問で使用したものです。
政務調査活動の結果を、議会での議論に生かすためにパネルを作成しているもので、問題ないと考えています。

④ 携帯電話の按分率について、オンブズマンは３分の１を主張されていますが、団としては使用割合や判例なども考慮して 50%の按分率としています。

⑤ 広報費については、「県議会のマニュアル」にもとづいて、「紙面の内容に沿って、政務調査費に該当するものと該当しないものを面積率で按分する」方式を取っています。控室に来られたオンブズマンに対して、ニュース原物や計算方法を含めて説明したにも関わらず、ニュースに目を通すことなく「50%以上の按分は認められない」とされました。

3. いずれにしても、日本共産党県議団の支出や按分率の適用は、「県議会のマニュアル」に沿ったものと考えており、その点はオンブズマンの見解と異なる点もありますが、あくまで「県民の税金の使い方」の問題として今後も議論していきたいと考えています。

4. 同時にオンブズマンへの要望ですが、是認率などを公表する段階で、「是認率の根拠」や「否認となった事例と理由」も合わせて具体的に示していただきたいと思います。オンブズマンの数字が一人歩きする可能性もありますし、また、議会側の議論と改善にもつながらないと考えるからです。

5. 最大の問題は、政務調査費の公表が、「政務調査費の使用が 1 万円超」となっており、「1 万円以下は領収書の公表の必要なし」とされていることです。岡山市議会をはじめ全国で問題が指摘されている例をみると、「1 万円以下」のものに多く見られ、岡山県議会の「政務調査費の使用が 1 万円超」ルールでは、その問題が明らかにならない可能性があります。日本共産党県議団は 10 年前から「1 円以上の領収書の公表」を自主的に行っており、自民党以外の各会派も「1 円以上の公表」を主張していますが、県議会のこのルールは、自民党県議団が県議会の多数をたのんで強行したものです。岡山県議会が一刻も早く、「1 円以上の領収書の公表」に踏み切るよう求めるものです。

以上